

事例 7

通院給付金のお支払い

入院給付金の支払事由に該当し、その入院の前または退院後の所定の期間内に病院または診療所へ通院したときに、通院給付金をお支払いします。

【通院特約の種類】

名称	支払事由	支払限度
通院給付特約	「入院給付金が支払対象となった入院」の、退院日の翌日から120日以内の通院	1回の入院について30日
新通院特約 通院特約(01) 通院特約(07)	「入院給付金が支払対象となった入院」の、入院開始日の前日より60日以内、または退院日の翌日から120日以内の通院	1回の入院について45日

入院初期給付特約・新入院初期給付特約を付加されており、入院初期給付金の支払事由に該当した場合でも、入院給付金の支払事由に該当しない入院（11ページ～14ページをご参照ください。）に対する通院は、支払対象になりません。

治療目的以外の通院は支払対象になりません。したがって、治療処置をとらなない薬剤や治療材料の購入・受取りのみの通院、および妊婦健診のみの通院は、支払対象になりません。

入院給付金の支払事由と関係のない治療での通院については支払対象になりません。

「接骨院」・「整骨院」などの柔道整復師法に定める施術所への通院は、「四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲」に関する施術を目的とする場合に限り、支払対象となります。

事例 8

入院時療養給付金のお支払い

入院時療養給付特約は通院関係特約の更新専用の特約です。

平成21年8月以降に医療保険を更新した場合、通院関係特約（通院特約（01）、新通院特約、通院給付特約）が入院時療養給付特約に変更となります。

名称	支払事由	支払額	支払限度
入院時療養給付特約(09) 入院時療養給付特約(13)	不慮の事故または病気で継続2日以上入院をしたとき	1回の入院における入院日数が ・2日～9日以下のとき、 特約基準給付金額の10倍 ・10日以上とき、特約基準給付金額の15倍	左記の給付倍率を通算して700倍まで